

サービスの対価の減額についての考え方

1 減額の基本的な考え方

本事業にかかるサービスの対価は、事業契約に定める「サービスの対価の算定」に基づいて支払われる。ただし、市は、年に4回、それに先立つ四半期にかかる事業評価を行い、サービス対価の減額の措置が必要だと判断した場合には、減額措置を行うことができる。

減額は、SPCが提供する業務ごとに3ヶ月間の支払額を対象額として行う。

2 事業評価の実施

市は、年に4回、病院職員にて構成される(仮称)モニタリング委員会を開催し、事業評価を実施する。事業評価では、SPCが提供するサービスに対するモニタリングが確実に実施され、サービス水準が適正に確保されているか、モニタリングの内容が適切であるかの確認を行う。

減額の対象となる事由が発生している場合、減額の可否を検討し、市は、当該対象業務の減額を行うことができる。

SPCは、市から要求を受けた場合又は自ら必要又は相当と判断した場合、(仮称)モニタリング委員会に出席し、減額の対象となった業務についての説明を行うことができる。他、既に実施された減額の妥当性について異議がある場合には、申し立てを行うことができるものとする。

3 サービス対価の減額方法

SPCの責めに帰すべき事由により、SPCの提供するサービスが業務要求水準を満たしていない場合、次の方法によりサービス対価の減額を行うことができる。

施設の利用可能性(アベイラビリティ)に基づく減額
パフォーマンスに基づく減額

なお、アベイラビリティ(利用可能状態)に基づく減額を行った場合、同一の事由で、パフォーマンスに基づく減額は行わないものとする。また、減額の規定は、市のSPCに対する損害賠償請求を妨げるものではないが、市は、SPCに対し減額の原因となった事由により生じた損害を請求する場合、減額分については重ねて請求しないものとする。

(1)施設の利用可能性（アベイラビリティ）に基づく減額

ア)減額の対象

市は、SPCの責めに帰すべき事由により、SPCが行う事業業務の全部又は一部の不履行により、施設の全部又は一部が利用可能でない場合、当該業務をサービス対価の減額の対象とする。

ただし、予め市の承認を得た修繕その他の作業などにより、施設が利用できない場合においては、アベイラビリティによる減額を行わない。

イ)減額の内容

市はSPCに対し、以下の計算式に基づき、サービス対価の減額を行うものとする。

< 施設の利用可能性に基づく減額 >

施設の利用可能性に基づく減額

$$= \left(\text{利用不可能と判断された施設の面積} \right) / \left(\text{施設全体の延べ面積} \right) \\ \times \left(\text{対象部門の重要度}^{*1} \right) \\ \times \left(\text{利用不可能時間} \right) \times \left(\text{施設に関連する業務のサービス対価の} \right. \\ \left. \text{日額相当の総計}^{*3} \right)$$

< 対象部門の分類表 >

分類	対象部門	重要度
	救急部門、ICU、NICU、画像診断部門、手術部門、病理検査部門、医療情報室、内視鏡部門、薬剤部門、栄養部門、検体検査部門	3.0
	以外の病棟、外来診療部門、生理検査部門、中央材料滅菌部門、リハビリテーション部門	2.0
	管理部門、健診センター など	1.0

*1 対象部門の重要度

「対象部門の分類表」に記載した対象部門別の重要度を用いる。

*2 施設に関連する業務のサービス対価の日額相当の総計

以下の業務にかかる1年間のサービス対価を総計し、365で除した値を用いる。

- ・ 設備管理業務
- ・ 環境衛生管理業務(環境測定業務)
- ・ 医療ガスの供給設備の保守点検業務
- ・ 清掃業務

*3 利用不可能時間とは、市が利用不可能な状態であると認めた時点から、利用可能と認めた時点までをいう。なお、利用不可能となった時点は、市がSPCに対して通知

する。

<システムの利用可能性に基づく減額>

システムの利用可能性に基づく減額 = (利用不可能と判断された端末の台数) × (利用不可能時間数 - 猶予時間^{*1}) × (部門別1端末当たりの減額金額^{*2})

システムの減額は、部門システム毎に実施する。なお、部門、減額金額、猶予時間については、市は事業者との協議の上決定するものとする。

<部門システム別分類表>

対象部門	時間帯	1 端末の減額金額	猶予時間
a) **部門	平日	8時～13時	**万円
		13時～18時	**万円
		18時～8時	**万円
	土曜日・日曜日 祝祭日	24時間	**万円
b) **部門	平日	8時～13時	**万円
		13時～18時	**万円
		18時～8時	**万円
	土曜日・日曜日 祝祭日	24時間	**万円
c) **部門	平日	8時～13時	**万円
		13時～18時	**万円
		18時～8時	**万円
	土曜日・日曜日 祝祭日	24時間	**万円
d) **部門	平日	8時～13時	**万円
		13時～18時	**万円
		18時～8時	**万円
	土曜日・日曜日 祝祭日	24時間	**万円

* 1 猶予時間

「部門システム別分類表」に記載した対象部門別の猶予時間を用いる。

猶予時間とは、システムの再起動等システムの再稼動に必要な作業に要した時間（システム障害の復旧作業終了時から、市が利用可能であると認めるまでの時間）をいう。

ただし、同様の事業が複数回発生した場合には、当該事象に対しての猶予時間を短縮することがある。

* 2 部門別 1 端末当たりの減額金額

「部門システム別分類表」に記載した対象部門別、時間帯別の減額金額を用いる。

(2)パフォーマンスに基づく減額

市は、定期モニタリングなどにより S P C の業務が業務要求水準を満たしていないと判断した場合には、市は S P C に対して業務の改善・復旧を行うよう改善勧告を行うとともに、当該業務について減額ポイントを付与し、毎月計上する。市は、毎月計上された減額ポイントを加算し、3 か月ごとに事業評価を実施した上で、3 か月分の減額ポイントが一定値に達している場合には減額を行うことができる。減額ポイントは、事業評価を行った後にリセットされ、再び 0 ポイントより加算される。

当該業務が事業契約書に定める業務要求水準を満たしていない場合は、以下に示すレベル 1 からレベル 3 の状態に分類される。

- ・レベル 1：病院の運営にあたって重大な支障があると認められる場合
- ・レベル 2：医師・看護師・患者・患者以外の利用者・市職員等に対して著しいサービスの低下が認められる場合
- ・レベル 3：医師・看護師・患者・患者以外の利用者・市職員等に対して軽微なサービスの低下が認められる場合

ア) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

市は、定期モニタリングなどを経て、業務に対応する当該支払対象期間の減額ポイントを確定する。

レベル		減額ポイント
レベル 1	病院の運営にあたって重大な支障があると認められる場合	各項目につき 20 ポイント
レベル 2	医師・看護師・患者・患者以外の利用者・市職員等に対して提供されるサービスの著しい低下が認められる場合	各項目につき 5 ポイント
レベル 3	医師・看護師・患者・患者以外の利用者・市職員等に対して提供されるサービスの軽微な低下が認められる場合	各項目につき 2 ポイント

なお、以下の場合については、減額ポイントが加算される。

事態	減額ポイント
業務改善命令が発令された場合	対象業務につき 20 ポイント

事態	減額ポイント
業務改善勧告または業務改善命令の発令後、1週間以内に業務改善計画が市に提出されなかった場合	対象業務につき20ポイント

イ) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる事態と認められたとしても、以下の 又は に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

やむを得ない事由により減額の対象となる事態が生じた場合で、かつ事前に市に連絡があった場合。

S P C の責めに帰さない事由によって減額の対象となる事態が生じた場合

ウ) 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、市は、3か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従って各業務に係る対価の減額幅を定め、減額対象業務の3か月分のサービス対価を乗じることで当該支払対象期間の減額金額を決定し、3か月分の減額ポイント及び減額金額をS P Cに通知する(減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに行う。)。

減額金額 = 各業務に係る対価の減額幅 × 減額対象業務の3か月分のサービス対価

3ヶ月の減額ポイント合計	減額率の方法	減額の幅
20ポイント未満	0%	0%
20ポイント	0.5%	0.5%
21ポイント以上 59ポイント	1ポイント増えるごとに0.5%減額	1%~20%
60ポイント	2.1%	2.1%
61ポイント以上 98ポイント	1ポイント増えるごとに1.0%減額	2.2%~5.9%
99ポイント以上		6.0%